



宮 崎 県 公 報

平成22年 5 月13日 (木曜日) 第 2182 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する

規則……………(蛭・鱒・敷瀬課) 1

告 示

○救急診療所の認定……………(医療業務課) 1

○救急診療所の辞退……………(“) 2

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機

関(精神通院医療)の指定……………(障害福祉課) 2

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機

頁

関(精神通院医療)の名称の変更……………(障害福祉課) 2

○民有林の保安林の指定の解除予定……………(自然環境課) 2

○公有水面埋立ての出願の要領……………(漁港漁場整備課) 2

公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告……………(税務課) 3

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商業支援課) 3

○土地改良区の役員の就退任の届出(8件)……………(農村整備課) 3

○県営土地改良事業計画の変更……………(“) 8

○市町村営土地改良事業の施行の同意……………(“) 8

正 誤

○平成22年 4 月 1 日付け県公報(第2171号)中…………… 8

規 則

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第24号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則(平成12年宮崎県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、消費生活協同組合法(昭和23年法律第 200号。以下「法」という。)第97条の規定により知事が所管する法第4条に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「組合」という。)に関し、法及び消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省令・法務庁令・厚生省令・農林省令第1号。以下「省令」という。)及び消費生活協同組合財務処理規則(昭和29年厚生省令第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定款変更の認可の申請)	第1条 この規則は、消費生活協同組合法(昭和23年法律第 200号。以下「法」という。)第97条の規定により知事が所管する法第4条に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「組合」という。)に関し、 <u>法、消費生活協同組合法施行令(平成19年政令第 373号)及び消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省令・法務庁令・厚生省令・農林省令第1号。以下「省令」という。)</u> に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定款変更の認可の申請)
第3条 [略]	第3条 [略] <u>(共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準)</u> 第3条の2 <u>法第50条の5の規定により知事が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、消費生活協同組合法施行規程(平成20年厚生労働省告示第 139号)第4条の2に規定する基準とする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 287号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

平成22年 5 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団 孝尋会 上田脳神経外科	宮崎市大字本郷北方2703

2 救急診療所の認定の有効期間

平成22年 4 月28日から平成25年 4 月27日まで

宮崎県告示第 288号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所を辞退した。

平成22年 5 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称及び所在地

名 称	所 在 地
上田脳神経外科	宮崎市大字本郷北方2703

宮崎県告示第 289号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成22年 5 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
わかくさ薬局	宮崎市	薬局	平成22年 5 月 1 日
照葉薬局	綾町	薬局	平成22年 5 月 1 日

宮崎県告示第 290号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成22年 5 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	名 称		指 定年月日
		変更前	変更後	
医療法人悠生会吉田病院	延岡市	医療法人悠生会吉田病院	吉田病院	平成22年 4 月 1 日

宮崎県告示第 291号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

平成22年 5 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所

児湯郡新富町大字日置字池田 964- 1

2 民有林の保安林として指定された目的

公衆の保健、潮害の防備

3 解除の理由 鉱業用地とするため

（その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 292号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、関係書類は、平成22年 5 月13日から3週間、宮崎県農政水産部漁港漁場整備課、油津港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成22年 5 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 出願の日

平成22年 4 月13日

2 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

宮崎県

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県知事 東国原英夫

宮崎県宮崎市広島1丁目7番21号

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県日南市大堂津二丁目4904番1、4906番、4907番及び4908番3の地先公有水面

(2) 区域

別表1の各地点のうち1の地点から4の地点までを順次に結んだ線、4の地点と1の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位（D. L. +2.29m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(3) 面積

201.65㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県日南市大堂津二丁目4904番、4904番1、4905番、4906番、4907番及び4908番3の地内並びに同市4904番1、4906番、4907番及び4908番3の地先公有水面

(2) 区域

別表2の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とオの地点とを結んだ線により囲まれた区域

(3) 面積

23,359.14㎡

5 埋立地の用途

岸壁

別表1

地点	地 点 の 位 置
1の地点	四等三角点上岳（緯度31度33分53.0694秒、東経131度22分57.1198秒（以下基点という））から

		155度21分59秒	705.56mの地点
2の地点	1の地点から	151度28分28秒	1.53mの地点
3の地点	2の地点から	241度28分28秒	131.80mの地点
4の地点	3の地点から	331度28分28秒	1.53mの地点

別表 2

地点	地 点 の 位 置		
アの地点	基点から	152度59分50秒	673.17mの地点
イの地点	アの地点から	151度28分28秒	122.53mの地点
ウの地点	イの地点から	241度28分28秒	191.80mの地点
エの地点	ウの地点から	331度28分28秒	106.80mの地点
オの地点	エの地点から	20度26分13秒	23.96mの地点

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成22年5月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免税証の種類
100ℓ券1枚
- 2 用途
漁船以外の船舶
- 3 記号及び番号
100ℓ券G2903121
- 4 有効期間
平成21年11月5日から平成22年5月4日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
株式会社 西日本宇佐美 都城給油所
- 6 紛失年月日
平成22年3月29日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年5月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ニトリ延岡店
延岡市浜町 341番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年12月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,178㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 (No.1) 61台
建物南側 (No.2) 19台
合計 80台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 (No.1) 9台
建物東側 (No.2) 22台
合計 31台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 91㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 41.56㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分～午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物東側駐車場東側 2箇所 (入口1箇所、出口1箇所)
建物南側駐車場南側 1箇所 (出入口)
合計 3箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時
- 8 届出年月日
平成22年4月23日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成22年5月13日から平成22年9月13日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
 - (2) 期間
平成22年5月13日から平成22年9月13日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、日之影土地改良区（日之影町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年5月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	田 崎 喜 吉	日之影町大字七折 10454番地

(任期：平成23年5月29日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 藤 男	日之影町大字七折 10420番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年5月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	南 佐登志	都城市上長飯町 6 号10番地

(任期：平成24年3月29日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	村 吉 昭 一	都城市姫城町 6 街区21号

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮崎市北土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年5月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	坂 本 中 保	宮崎市大字瓜生野 119番地
副理事長	齊 藤 重 治	宮崎市大字瓜生野3241番地 1
副理事長	厨 子 睦 雄	宮崎市大字大瀬町5487番地
副理事長	黒 木 末 夫	宮崎市大字上北方 222番地
副理事長	前 田 幸 春	宮崎市大字糸原3276番地

理 事	坂 口 幸 夫	宮崎市大字糸原2613番地 5
理 事	大 原 幸 男	宮崎市大字大瀬町1791番地口
理 事	湯 地 將 之	宮崎市大字瓜生野 998番地
理 事	長 池 明 則	宮崎市大字瓜生野2327番地 2
理 事	松 田 正 隆	宮崎市大字大瀬町 615番地
理 事	田 原 利 広	宮崎市下北方町野田 570番地 4
総括監事	井 上 誠	宮崎市大字上北方 718番地
監 事	赤 井 信 隆	宮崎市大字瓜生野4542番地 4
監 事	黒 岩 繁	宮崎市大字大瀬町 758番地 1
監 事	高 山 伊通男	宮崎市大字糸原3488番地 1

(任期：平成24年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	坂 本 中 保	宮崎市大字瓜生野 119番地
副理事長	齊 藤 重 治	宮崎市大字瓜生野3241番地 1
副理事長	厨 子 睦 雄	宮崎市大字大瀬町5487番地
副理事長	黒 木 末 夫	宮崎市大字上北方 222番地
副理事長	高 山 伊通男	宮崎市大字糸原3488番地 1
理 事	日 高 信 男	宮崎市大字瓜生野2416番地 6
理 事	大 原 幸 男	宮崎市大字大瀬町1791番地口
理 事	富 永 盛 次	宮崎市大字糸原 377番地
理 事	湯 地 將 之	宮崎市大字瓜生野 998番地
理 事	原 田 善 弘	宮崎市大字大瀬町 836番地
理 事	池 山 弘 行	宮崎市大字糸原2243番地
総括監事	井 上 誠	宮崎市大字上北方 718番地
監 事	原 美 年	宮崎市大字瓜生野4535番地 3
監 事	松 田 正 隆	宮崎市大字大瀬町 615番地
監 事	上 野 和 久	宮崎市大字糸原2440番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、長田土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 5月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	小 牧 力	三股町大字長田6460番地13
副理事長 会計担当 理事兼務	谷 山 泰 宏	三股町大字長田6229番地
理 事	永 山 政 博	三股町大字長田5310番地 1
理 事	河 野 良 啓	三股町大字長田5439番地 1
理 事	高 橋 純 一	三股町大字長田4880番地 6
理 事	大 崎 哲 雄	三股町大字樺山3271番地16
理 事	児 玉 峰 孝	三股町大字長田6175番地 1
理 事	馬 渡 富三男	三股町大字長田6158番地
理 事	轟 木 利 郎	三股町大字長田3951番地 5
理 事	轟 木 修	三股町大字長田3953番地 1
総括監事	轟 木 均	三股町大字長田3977番地 1
監 事	野 崎 忠 彦	三股町大字長田5812番地
監 事	木 田 一 宏	三股町大字樺山4238番地18

(任期：平成24年 3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	小 牧 力	三股町大字長田6460番地13
副理事長 会計担当 理事兼務	谷 山 泰 宏	三股町大字長田6229番地
理 事	永 山 政 博	三股町大字長田5310番地 1
理 事	黒 木 宗 隆	三股町大字長田5437番地

理 事	松 崎 政 行	三股町大字長田4909番地 6
理 事	吉 行 眞 廣	三股町大字宮村3034番地24
理 事	黒 木 光 成	三股町大字蓼池 566番地
理 事	馬 渡 富三男	三股町大字長田6158番地
理 事	松 田 眸	三股町大字長田3944番地 2
理 事	戸 郷 福 實	三股町大字長田4233番地
総括監事	大 崎 一 成	三股町大字長田6611番地 9
監 事	宮 田 翼	三股町大字長田5545番地 2
監 事	児 玉 光 雄	三股町大字樺山4672番地 248

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 5月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	東 森 松 男	都城市高木町4625番地
理 事	福 岡 春 良	都城市高木町4324番地
理 事	池 田 勝 吉	都城市高木町4716番地
理 事	瀬戸山 利 夫	都城市太郎坊町2095番地
理 事	長 瀬 弘 雄	都城市高木町4519番地 2
理 事	税 所 哲	都城市高木町4824番地 5
理 事	野 村 俊 広	都城市高木町4230番地 3
監 事	今 村 澄 雄	都城市高木町4467番地 1
監 事	東 森 九州男	都城市高木町4383番地 2

(任期：平成26年 3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	東 森 松 男	都城市高木町4625番地
理 事	池 田 勝 吉	都城市高木町4716番地

理 事	瀬戸山 利 夫	都城市太郎坊町2095番地
理 事	長 瀬 弘 雄	都城市高木町4519番地 2
理 事	税 所 哲	都城市高木町4824番地 5
理 事	福 岡 春 良	都城市高木町4324番地
監 事	今 村 澄 雄	都城市高木町4467番地 1
監 事	野 村 俊 広	都城市高木町4230番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城東水流土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 5 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	清 水 安 次	都城市高城町石山 253番地
理 事	金 政 寅 美	都城市高城町大井手2301番地
理 事	肥 田 良 男	都城市高城町大井手2813番地 1
理 事	大井手 正 信	都城市高城町大井手93番地 1
理 事	玉 利 福 視	都城市高城町大井手2614番地
理 事	藤 井 文 男	都城市高城町大井手1529番地口
理 事	内 山 弘	都城市高城町桜木1359番地
理 事	田 畑 樹	都城市高城町穂満坊 480番地
理 事	大 浦 義 信	都城市高城町穂満坊3108番地
理 事	道 島 重 満	都城市高城町穂満坊3034番地
理 事	中 島 正 美	都城市上水流町 913番地 2
理 事	税 所 哲	都城市高木町4824番地 5
監 事	重 信 利 行	都城市高城町大井手1369番地 2
監 事	山 下 正 巳	都城市高城町穂満坊3062番地
監 事	東 和 利	都城市高城町桜木1560番地 1

(任期：平成26年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	新 地 重 雄	都城市高城町穂満坊3117番地
副理事長	清 水 安 次	都城市高城町石山 253番地
副理事長	大井手 正 信	都城市高城町大井手93番地 1
理 事	金 政 寅 美	都城市高城町大井手2301番地
理 事	玉 利 福 視	都城市高城町大井手2614番地
理 事	藤 井 文 男	都城市高城町大井手1529番地口
理 事	内 山 弘	都城市高城町桜木1359番地
理 事	田 畑 樹	都城市高城町穂満坊 480番地
理 事	肥 田 良 男	都城市高城町大井手2813番地 1
理 事	大 浦 義 信	都城市高城町穂満坊3108番地
理 事	税 所 哲	都城市高木町4824番地 5
理 事	中 島 正 美	都城市上水流町 913番地 2
総括監事	山 下 正 巳	都城市高城町穂満坊3062番地
監 事	重 信 利 行	都城市高城町大井手1369番地 2
監 事	東 和 利	都城市高城町桜木1560番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 5 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	東 文 三	都城市高崎町江平2365番地
副理事長	竹 元 忠 生	都城市高崎町笛水 145番地
会計理事	柿 木 勝	都城市高崎町大牟田2276番地 2
理 事	二 木 直 樹	都城市高崎町大牟田1296番地 1
理 事	荒 場 達 雄	都城市高崎町大牟田4646番地

理事	上田幸夫	都城市高崎町大牟田2077番地4
理事	小倉一郎	都城市高崎町東霧島2083番地
理事	小野籍雄	都城市高崎町東霧島316番地
理事	江藤勇蔵	都城市高崎町縄瀬1675番地
理事	福重光廣	都城市高崎町縄瀬1509番地2
理事	有村克己	都城市高崎町縄瀬4083番地2
理事	岩崎数雄	都城市高崎町大牟田1161番地5
理事	奥田詔一	都城市高崎町大牟田569番地
総括監事	岩崎善典	都城市高崎町大牟田1152番地10
監事	吉山宏章	都城市高崎町江平1332番地
監事	平川澄男	都城市高崎町大牟田75番地

(任期：平成26年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事長	東文三	都城市高崎町江平2365番地
副理事長	竹元忠生	都城市高崎町笛水145番地
会計理事	今栖定	都城市高崎町大牟田50番地1
理事	吉田富士男	都城市高崎町大牟田1216番地24
理事	東英夫	都城市高崎町大牟田3951番地
理事	上田幸夫	都城市高崎町大牟田2077番地4
理事	牛谷清俊	都城市高崎町大牟田2957番地
理事	川畑兼教	都城市高崎町東霧島443番地1
理事	上原良一	都城市高崎町縄瀬301番地
理事	段光宏	都城市高崎町縄瀬985番地1
理事	坂元勇	都城市高崎町縄瀬3121番地
理事	岩崎善典	都城市高崎町大牟田1152番地10
理事	柿木勝	都城市高崎町大牟田2276番地2
総括監事	吉住義廣	都城市高崎町江平2219番地3

監事	吉山宏章	都城市高崎町江平1332番地
監事	平川澄男	都城市高崎町大牟田75番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、奈留土地改良区(串間市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年5月13日

宮崎県知事 東国原 英夫

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	野辺忠徳	串間市大字秋山2392番地2
副理事長	野辺寛雄	串間市大字奈留1685番地
理事	山下莊次	串間市大字奈留3270番地2
理事	野辺英春	串間市大字奈留1677番地
理事	島田有二	串間市大字奈留1402番地
理事	島田泰史	串間市大字奈留1054番地
理事	島田重忠	串間市大字奈留967番地3
理事	武田節良	串間市大字秋山762番地5
総括監事	矢野政次	串間市大字奈留3158番地
監事	島田潤二	串間市大字奈留1051番地
監事	野辺光男	串間市大字秋山2439番地

(任期：平成26年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事長	山内正信	串間市大字秋山200番地
副理事長	野辺寛雄	串間市大字奈留1685番地
理事	山下莊次	串間市大字奈留3270番地2
理事	野辺英春	串間市大字奈留1677番地
理事	島田修一	串間市大字奈留783番地乙
理事	島田春次	串間市大字奈留1018番地

理 事	宮 田 修 二	串間市大字奈留1032番地
理 事	野 辺 忠 徳	串間市大字秋山2392番地 2
総括監事	島 田 俊 満	串間市大字奈留1025番地
監 事	矢 野 政 次	串間市大字奈留3158番地
監 事	武 田 節 良	串間市大字秋山 762番地 5

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、浮堀地区県営土地改良事業（都城市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成22年 5 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成22年 5 月13日から平成22年 6 月10日まで
- 3 縦覧場所
都城市農村整備課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、日之影町が行う土地改良事業（大瀬地区、ため池等整備事業）の施行に同意した。

平成22年 5 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

正 誤

平成22年 4 月 1 日付け県公報（第2171号）中

ページ	行	誤	正
3	48	宮崎県警察の管轄に属する規則	宮崎県警察の組織に関する規則
4	8	刑事指導	刑事指導、刑事教養